

# 7人の交通鑑定人と 16年目の結末

難解な交通事故の真相に、独自の緻密な手法で迫る交通事故鑑定人、駒沢幹也氏(セセ)の事件簿から。第三話は、延べ十六年間にわたり、七人の「鑑定人」が立った死亡事故の記録。センター・ラインを越えたのは死んだ乗用車の運転手だったのか。それとも……。

「あの事故の鑑定を依頼されたときのことを思い出すと、いまだ身の縮む思いがするよ。事故発生から和解まで十六年。その間に登場した鑑定人は七人。まるで鑑定合戦のような裁判だった」

「鑑定人が、七人……?」

「そう。とにかく筆跡の違う鑑定書、意見書、反論書、答弁書が、次から次へと出てきたんだ。私がこの事件にかかわったときは、すでに六人の鑑定人の見解が出されていて。

◇  
興味があるのなら話してやるよ。ただし、いつもより登場人物が多いから、少々ややこしいがね……」

事故は、一九七〇年十月の早朝、群馬県北部の国道17号で発生した。山中のゆるいカーブで、乗用車同士が正面衝突。二台の車はボンネットが運転席

死亡、助手席に乗っていた女性(三三)は、大腿骨骨折で六ヶ月の重傷。一方、谷側を来た会社員Bさん(三四)は、顔面骨折などの重傷を負ったが、幸い一命は取り留めた。

警察が現場に駆けつけたとき、事故車は二台とも山側、Aさんの車線で停止していた(写真、図1参照)。

◆  
また事故直後、Aさんの助手席に乘っていた女性が、「対向車が、突然こちらの車線へ入ってきた」と証言したこともあり、この事故は、

ついた女性が、「対向車が、突然こちらの車線へ入ってきた」と証言したこともあり、この事故は、

ついた女性が、「Bさんのスピード出しすぎと無理な追い越しによるセンター・ラインオーバーが原因で起こった事故」

といふもので、裁判所は事故から二年後、業務上過失致死で起訴されているBさんに、有罪判決を下した。

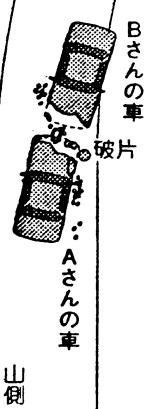
しかしBさんは、この判決を不服として上告。地元銀行の支店長だった父親は、会社の顧問弁護士を通してSという鑑定人にこの事故の鑑定を依頼した。

「良心に従い、忠実、公平に鑑定した」という前書きで始まっているその鑑定



# 短期連載

図1 実況見分の結果



現場検証の写真と概略図（左）。正面衝突した二台の乗用車は、センターラインの左側の車線で止まっていたが……



Bさんの車  
破片

Aさんの車  
山側  
谷側

定書の結論は、「実際の衝突地点はBさんの車線。Bさんは自分の車線を走っていてAさんにぶつけられ、その衝撃で押されるように対向車線へ移動して停止した」と締めくられ、警察の調書を根本から覆していた。

そこで今度は、裁判所が委嘱するというかたちで、交通災害医学研究所の渡辺孚氏が鑑定をおこなった。

渡辺氏は群馬県警と同じく、「衝突はAさんの車線で起こった」と、鑑定結果を報告した。

そこで今度は、裁判所が委嘱するというかたちで、交通災害医学研究所の渡辺孚氏が鑑定をおこなった。

## 柳原二佳

ジャーナリスト やなぎはらみか

「そういう辛辣な言葉で結ばれていた。事故の日からは、すでに四年三ヶ月が経過していた。

そしてK氏の意見書を追いかけるように、成蹊大学教授E氏による鑑定書がまとまった。E教授は交通事故解析に関する著書も数多く、この分野では権威として知られる人である。彼もまた、Bさんに過失はなかったという結論を導いていた。

そしてさらに二年後、事故からは二人H氏の鑑定書が裁判所に提出された。内容は、E教授の鑑定の援護射撃ともとれるもので、やはりセンターラインをオーバーしたのはAさんの車であると結んでいた。

そしてさらに二年後、事故からは七年後の刑事裁判二審判決で、Bさんは「逆転無罪」になった。

「Bがセンターラインをオーバーした」という証拠は不十分である」という結果的に、E教授らの鑑定結果が採用されたのである。

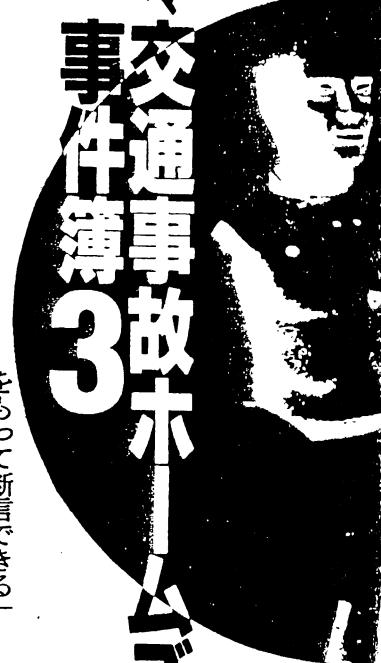
## 七年後の二審判決でBさんは逆転無罪に

この結果を知られたBさん側は、さらに「渡辺鑑定書に対する意見」という文書を出して争った。日本大学教授であるK氏がまとめた意見書の末尾は、「渡辺鑑定は、初等力学を全く無視した驚くべきデータメ計算である。従つてこの計算結果は科学的な鑑定として全く無価値なことは自信

一方、死亡したAさんの遺族がBさんに対して損害賠償を求めた民事裁判で、一審はAさん側の主張を認める判決を下していた。しかし刑事裁判で無罪となつたBさん側は、こちらでも控訴、裁判は二審にもつれ込んでいた。駒沢氏のもとへ鑑定依頼が舞い込んできたのは、この時点のことだった。

一九八〇年。事故発生からは、すで

## 続々交通事故小一ノハヅの事件簿3



にAの車線側に移動して停止したものである。以下、本事故における車両の運動について詳述する

との記述で始まる鑑定書は、渡辺氏

らの鑑定を徹底的に批判しつつ、Bさんの車が、Aさんの車に衝突された角度、そして対向車線へ押し出されるまでの動きを図解していた（図2）。

に十年の歳月が流れていた。

駒沢氏は語る。

「衝突がどちらの車線で起こったか？ それは、事故直後の写真（図2）を見ればすぐわかったよ。いくつかのボイントがあるが、私が見た限り、そのいずれからも、衝突がBの車線で起こった可能性は見いだせなかつた……」

意見書も含めると二百枚以上、厚さ四センチにもなる駒沢氏の鑑定書は、まず

現場の痕跡、事故車の各部に残されたキズを細かく拾い出し、そのひとつひとつが、相手の車のどの部分と当たつてできたものか、またその部分の構造と強度はどのようなものかを緻密に記

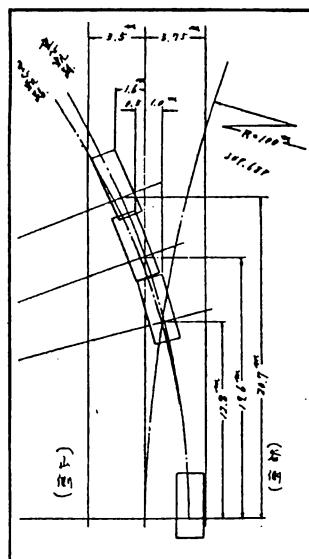


図2 E教授の説

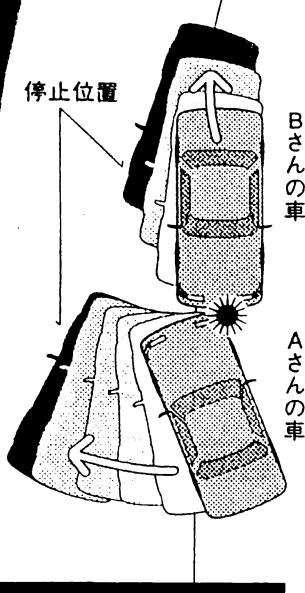
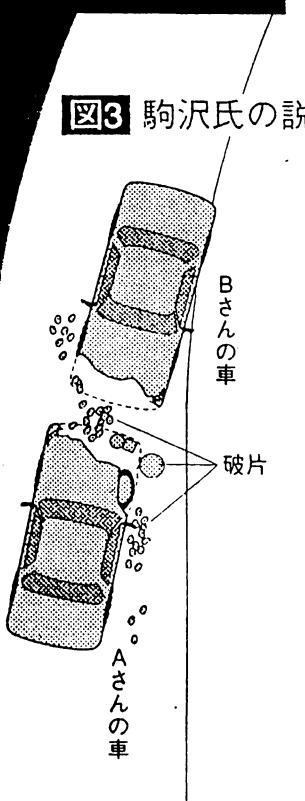


図3 駒沢氏の説



## 十回目の口頭弁論に駒沢氏が出した証拠

駒沢氏が指さした図には、落下したおまごまな部品とその名称が細かく書き取られていた。（図3）

「もし、衝突がBの車線で起こっているとすれば、この事故の規模から見て、そこにはまったく何も残らないといふことはありえない。スリップ痕は、事故後の通過車両によって消されてしま

部品をはさんだまま真横に二枚以上も移動して、それから地上にバラバラと、しかもきちんと整列させながら部品を落としたことになる。実況見分の写真と鑑定図と車の位置が違うのは、『事故後、道路を開けるために動かしてため』ということだが、どうすれば

もしもE教授らが主張するように、

すると、二台の車はお互いにつぶれた

あんなに規則正しく、破片を対向車線へ落とすことができるといふんだろ

う

◆

## こまつた浪人 学習

寄宿生(文・理・医 計10名)募集

\*予備校が性に合わず、宅浪も不安という受験生諸君に、当舎への転地学習をお勧めする。東京に近くて遠い上州は赤城山麓。空気もよく水もよい。ご心配の親御さんは、電話で具体的にご相談下さい。葉書の場合は電話番号をご記入下さい。当方から電話します。



〒371 前橋市幸塚213-5  
☎ 0272(32)6500

はたして、衝突はAさんの車線で起きたのか、それともBさんの車線だったのか。裁判では、駒沢氏とE教授の激しい論争が繰り広げられ、双方の鑑定書に対する意見書、答弁書の交換も二回ずつ行われた。そして十回目の口頭弁論の日、駒沢氏は、法廷に一枚の図を証拠として持ち込んだ。「A車の曲進軌跡」と名づけられたその図は、E教授の鑑定に基づいて駒沢氏が描いたものだった。

「E教授は、「A車は時速六五キロ（摩擦係数〇・六）で現場に到達した、そして衝突時の角度は道路に対し一二度であった」と鑑定書に明記している。しかし、その数値をあてはめて実

